

平成29年度 第4回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律21条第1項による

2. 日 時 平成29年7月10日 午前9時00分

3. 場 所 ろくじ館会議室

4. 議 題 議案第14号 農地法第3条許可申請書審議
議案第15号 農地法第4条許可申請書審議
議案第16号 農地法第5条許可申請書審議
議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 藤田 日出夫	2 番 島津 和徳	3 番 平井 豪
4 番 福永 浩紀	6 番 宮川 安明	7 番 田上 紀世美
8 番 志垣 保博	9 番 井芹 康雄	10 番 佐藤 礼治
11 番 奥村 大助	12 番 五嶋 靖	13 番 岡本 篤幸
14 番 坂本 秀孝		

農地利用最適化推進委員

山下 佳入利	山形 學 松本 茂	本田 廣正	東 功
--------	-----------	-------	-----

欠席委員

5 番 野口 清綱				
井上 良治	田上 安幸	本郷 博行	河嶋 隆雄	田上 康則
北林 誠楠				

8. 議事録署名人

7 番 田上 紀世美

8 番 志垣 保博

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 岡本 幹春

事務局職員 本田 裕一郎、浅木 友治

会 議

1. 開 会

事務局長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので総会を始めたいと思います。
まずは総会の成立要件について申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。
甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを
御報告いたします。ただいまから平成29年度の第4回定例農業委員会総会を始めさ
せていただきます。まず始めに、宮川会長にごあいさつをお願いいたします。

会 長 皆さん、改めましておはようございます。先週から台風3号それから大変な被害
を出しております集中豪雨ということで大変心配をしておりましたが、本町には目
立った被害は出てなかったということでもあります。

ただ、ハウス農家の皆さんに関しましてはけっこう被害が出ているというところ
でございます。

私もたいしたことないだろうというような感じで受けておりましたが突然の風で
非常に驚いたところでございます。

そのような中、第4回の定例会を開催しましたところ、忙しい中にお集りいただ
きましてありがとうございます。

また、時間も9時からということになりましたが、私が今日、高千穂のほうで九
州中央自動車道路沿線会議協議会の総決起大会に出席しなければならないという
ことで9時にさせていただきました。

この九州中央自動車道路というのは、嘉島から矢部を通して延岡まで走っている
高速道路でございます。

これを毎年沿線の議員が集まって、国のほうに陳情するというようなことをして
おりますけど、それがちょうど今日ということでございます。

そういうことで、皆さんには御迷惑をかけることを大変申し訳ないと思います。

それから、その他のところでお話させていただきますけども今月の28日の日に大
分市の農業委員さん、我が町に研修に参られます。

そういうことで、今、事務局のほうで資料等を準備しておりますけれども、本来で
すと、全員、農業委員さん出席して対応したいと思っておりますけども、各部会がござ
いますので、部会の代表の方もしくは部会の中から選出をしていただいて、何名かの
方で対応したいというふうに今のところ考えています。詳細につきましては、事務
局で詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

事務局長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日はですね、○番委員と○番委員に署名をお願いします。

事務局長 それでは、議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議案審議に入りたいと思います。議案第14号「農地法第3条許可申請書審議について」を議題といたします。それでは、説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、1ページをお願いいたします。議案第14号「農地法第3条許可申請書審議について」農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので許可の決定について意見を求めるものでございます。平成29年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。以上です。

会 長 それでは、審議に入りたいと思います。2ページをお願いいたします。議案第14号の番号1番から3番につきましては、相手方（譲受人）が同一なので一緒に審議をしたいと思います。それでは、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。それでは、説明いたします。議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請審議調書番号1から番号3について説明いたします。

 （申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

 以上で説明を終わります。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。地図につきましては、3ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、画面中央右から左にかけて県道○○線が通っております。また、右上に○○小学校、左下に○○町がございました。画面中央上から下にかけて○○が通っております。申請地は県道○○線沿いの○○小学校から西へ800メートルほどに1筆。西へ1キロメートルほどに2筆。○○から○○方面に向かい東へ150メートルほどに1筆。計4筆になります。場所の説明は以上となります。

会 長 はい。続きまして、○番委員の○○委員より農地の使用貸借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いいたします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。それでは、農地の使用貸借権設定について、農地法上問題がないか説明いたします。今回の案件は、譲受人である○○さんが新規就農者として農業を始めるために農地の使用貸借権を設定するための申請です。譲受人である○○さんは、○○集落に住んでおられ、親が高齢で農業が続けられないため、新規に農業を始められるものです。移動の理由としては、新規就農のためです。契約の種類としましては、使用貸借権設定の5年です。申請された内容を農地法上に照らし、問題がないか説明いたします。

 ①については、取得する土地に小作契約はありません。

 ②については、トラクター、管理機等を所有しており、すべての農地を効率的に利

用される計画ですので、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は270日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の面積が〇〇平方メートルですので下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってありますので、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 はい。それでは、〇番委員の〇〇です。先月の6月26日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は〇〇地区に2筆、〇〇地区に1筆、〇〇地区に1筆、計4筆です。申請者である〇〇さんは、新規就農者として農業を始められますが、今回の申請地には、ニラ、カボチャ、オクラの栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、〇番委員の〇〇委員から現地調査の報告。また、〇番委員の〇〇委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

会 長 はい、〇番委員の〇〇委員。

〇 番 申請人は、県外に就職していてこちらに帰って来られた方なののでしょうか、家族構成が分かればお願いします。

それと、この新規ということですが、そういう方たちに対しての町・県・その他の何か助成金が仕組みあたりがあれば、分かれる範囲でけっこうですので説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、制度について御説明を申し上げます。

今、新規就農する場合に、現在は名前が変わっていると思いますけれども、以前までは青年就農給付金ということで、45歳未満の方が農業を始められると5年間、国の支援措置ということで150万円を給付する制度があります。

これについては、新規に就農すると5年間150万を支援するということでありましたけれども、新しく制度が少し変わりまして、所得に応じてということになっています。

このため、所得が上がった場合は給付金から所得分を引くということになります。

それと家族構成については、〇〇委員さんがお近くですので、〇〇委員さんのほうから家族構成、それと前の勤めについては説明をお願いしたいと思います。

〇 番 すみません。仕事についてはですね、地元、県内で勤めておられまして、去年、農

大のほうで1年間研修を、この新規就農するということで勉強されまして、家族構成としては〇さんと〇さんということでございます。

会 長 よろしいですか。

〇 番 はい。

会 長 ほかにはございませんか。はい。それでは、ないようですので採決を行ないます。許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号1番から3番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号4番につきまして審議をしたいと思います。〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 はい。〇番委員の〇〇です。それでは、番号4番について、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上で説明を終わります。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。それでは説明いたします。地図につきましては、4ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、画面右上に〇〇小学校。画面右上から左上にかけて県道〇〇線が通っております。また、画面下を町道〇〇線が通っております。申請地は〇〇地区内の町道〇〇線沿いにあり、〇〇小学校から南へ400メートルほどの位置にある2筆になります。場所の説明は以上となります。

会 長 はい。続きまして、〇番委員の〇〇委員から農地の所有権移転について農地法上問題がないか、説明をお願いいたします。

〇 番 はい。〇番委員の〇〇です。それでは、農地の所有権移転(無償)について農地法上問題がないか、説明いたします。譲受人である〇〇さんは、〇〇地区で農業をがんばっておられます。今回の申請は、譲渡人である〇〇さん所有の農地を弟さんである〇〇さんが管理されていましたが、今回の熊本地震で被災され、町外に転出されたので農地の管理ができないということで、今回の所有権移転に至ったところです。移動の理由としては経営規模拡大です。契約の種類として、所有権移転(無償)です。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、田植え機、トラクター、コンバイン、管理機等を所有しており、すべての農地を効率的に利用されると思われるため、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度となっており、取得後の農地を適正に

管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得前の耕作面積が〇〇平方メートルで下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。これも現地調査を行ってありますので、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 はい。〇番委員の〇〇です。先月の6月26日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回申請されている農地は、〇〇集落の町道〇〇線沿いにある農地（畑）2筆でございます。譲受人である〇〇さんは、〇〇に住んでおられ、集落の担い手として農業をがんばっておられます。今回の申請される農地には栗、柿、こんにゃく芋の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを御報告いたします。以上です。

会 長 はい。ただいま、〇番委員の〇〇委員から現地調査の報告。また、〇番委員の〇〇委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。（はい）

はい。それでは、採決を行ないます。許可することに賛成の方の挙手を求めます。（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。番号4番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号5番について審議をしたいと思いますが、番号6番との関連がございますので、5番、6番一緒に審議をしたいと思います。それでは、担当の〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 はい。それでは番号5・6につきまして説明を申し上げます。（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）
以上です。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明いたします。地図につきましては、5ページに添付しておりますが前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、画面上を〇〇川が通っております。画面右下に〇〇集落がございます。申請地は画面中央右上を県道〇〇線が通っております。申請地は県道〇〇線から南へ100メートル。失礼しました。南へ300メートルほどの1筆と、県道〇〇線から東へ行きまして、町道〇〇線沿いの1筆になります。位置の説明は以上となります。

- 会 長 はい。続きまして、○番委員の○○委員から農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題ないか、説明をお願いいたします。
- 番 はい。○番委員の○○です。それでは、今回の申請である所有権移転について農地法上問題がないか、説明をいたします。今回の申請は、農地が分散していて耕作するのに支障をきたしていたのを、より効率的に耕作できるよう、お互いの農地を交換するのと合わせて交換した農地をそれぞれの息子さんへ贈与する案件でございます。移動の理由といたしましては農地の贈与です。契約の種類といたしましては、所有権移転（無償）です。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。
- ①については、取得する土地に小作契約はありません。
- ②につきましては、○○さんは、トラクター、コンバイン、管理機等を所有しており、また○○さんもトラクター、コンバイン、管理機等を所有しており、農地の贈与後は農地を効率的に利用される計画ですので、問題はないと思われます。
- ③については、該当しません。
- ④につきましては、○○さんの従事日数は100日程度、また○○さんの従事日数は150日となっており、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。
- ⑤につきましては、取得後の耕作面積が○○さんは○○平方メートルで、また、○さんは○○平方メートルで下限面積をクリアします。
- ⑥につきましては、該当しません。
- ⑦については、問題がないと思われます。
- 以上、説明を終わります。
- 会 長 はい。これも現地調査を行ってありますので、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。
- 番 はい。○番委員の○○です。先月の6月26日に会長、○○委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は○○集落の○○地区にある農地と○○堤防沿いにある農地です。この申請農地には、農地の贈与後は二人とも水稻、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。以上です。
- 会 長 はい。ただいま、○番委員の○○委員から現地調査の報告。また、○番委員の○○委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 番 はい。
- 会 長 はい。○番委員どうぞ。
- 番 まず、申請人の○○さん、それから○○さん。それから相手方、それぞれその、子

どもさんということですが、移動の理由と契約の種類は無償の所有権移転とありますが、それは子どもさんへ直接与えていれば贈与ということで考えられると思いますが、こういう例でも認められるとですかね。

事務局 はい。やり方としては二通りあるのかなと思います。

一つのやり方としましては、今回のケースのようにするやり方と〇〇さんと〇〇さんが交換をされたあと息子さんに生前でしたら贈与、亡くなれば相続というやり方があると思います。

今回のケースでは、お二人とも農業者年金を受給されておられますので、本人さんが農地を1回受けて、また今度息子さんに貸すという二重手間がありますし、農業者年金の関連もあって、贈与までされたのかなというふうに事務局では考えています。以上です。

〇 番 問題はないわけですか。

事務局 先ほど説明がありましたように、農地の取得者がこの権利が農家の場合の①から⑦の要件がございますけれども、これに合致すればオーケーということになります。以上でございます。

〇 番 はい。分かりました。

会 長 ほかにはございませんか。はい。なければ採決に入りたいと思います。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号5番、6番につきましては、原案どおり許可することと決定をいたします。

続きまして、番号7番について審議したいと思いますが、8番、9番についても関連をしておりますので一緒に審議をしたいというふうに思います。それでは、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 はい。〇番委員の〇〇です。それでは、番号7、番号8、番号9について説明をいたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明いたします。地図につきましては、5ページに添付しておりますが前のスクリーンにおいて説明します。まず、画面右上を〇〇川が流れております。画面右上から左上にかけて県道〇〇線が通っております。申請地は県道〇〇線から東へ、失礼しました。南へ100メートルほどの2筆。と、〇〇線から町道〇〇線に入りまして東へ50メートルほどの1筆の、計3筆になります。場所の説明は以

上となります。

会 長 はい。続きまして、〇〇委員から農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いいたします。

〇 番 はい。〇番委員の〇〇です。それでは、今回の申請である所有権移転（無償）について農地法上問題がないか、説明をいたします。今回の申請は、昨年6月の集中豪雨により〇〇さんの農地に〇〇さんの所有の山林の土砂が流入し、耕作できなくなったため〇〇さんの農地と、〇〇さんの農地とを交換する案件となります。移動の理由といたしましては農地の交換です。契約の種類といたしましては、所有権移転（無償）でございます。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明をいたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、〇〇さんは、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有しており、また、〇〇さんもトラクター、コンバイン、田植え機等を所有しており、農地の交換後は農地を効率的に利用される計画ですので、問題はないと思われます。

③については、該当しません。

④については、〇〇さんの従事日数は300日程度、また、〇〇さんの従事日数は200日となっており、取得後の農地を適正に管理するに、何ら問題はないと思われます。

⑤については、取得前の耕作面積が〇〇さんは〇〇平方メートルで、〇〇さんは〇〇平方メートルで下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題がないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。これも現地調査を行っておりますので、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

〇 番 はい。〇番委員の〇〇です。先月の6月26日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は〇〇集落の〇〇地区にある農地1筆と〇〇地区にある農地2筆、計3筆です。この申請農地には、農地の交換後は水稻、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、〇番委員の〇〇委員から現地調査の報告。また、〇番委員の〇〇委員から、農地法第3条第2項、各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

〇 番 はい。よろしいですか。

会 長 はい。

○ 番 確認ですが、交換の理由は、水害による土砂崩れが入ったためということですが、
〇〇さんと〇〇さんは親子関係かなんかだろうと思います。それと面積が若干それ
ぞれ違いますが、それは等価交換、納得の上の交換ということで理解してよろしい
ですか。

事務局 はい。今、写真が出ておりますけれども、その上が〇〇さんの宅地であります。
その家の下に山がありまして、その土砂が6月の大雨で〇〇さんの田に流入し、現
在は山積みになっています。

この土砂の排出を行えば良いのですが、なかなかできない状況なので等価、同じ
面積ではありませんけれども、〇〇さんのほうが気の毒だなという思いもあるのだ
と思います。それで、2筆の農地を交換されるという案件でございます。

○ 番 分かりました。

会 長 はい。ほかにありませんか。

○ 番 すみません。

会 長 はい。○番委員さん。どうぞ。

○ 番 今、水害で土砂が流入して耕作されないような状況を写真で見ましたが、今後の農
地の対応策といいますか、耕作できるようなかたちになっていますか。

事務局 はい。今見ておられる写真は、6月の26日に現地確認した写真ですが、現状はまだ
手つかずままとなっています。

このあとについては、自力復旧でされる予定ですが12月の20日ぐらいまでの申請
ですので、それと合わせたところで自力復旧をされるというふうに聞いています。

復旧については、農地ですので適正に耕作できるような状況にはしていただく必
要はあるかと思います。以上です。

○ 番 はい。

会 長 いいですか。

○ 番 はい。

会 長 はい。ほかにありませんか。

それでは、採決を行いません。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。では、番号7番、8番、9番については、原案どおり
許可することと決定をいたします。

続きまして、議案第15号「農地法第4条許可申請書審議」についてを議題といたし
ます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、6ページをお願いいたします。6ページです。議案第15号、「農地
法第4条許可申請書審議」について、農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙の
とおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。平成29年7

月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。以上です。

会 長 それでは、7ページをお願いいたします。議案第15号、農地法第4条許可申請書審議調書番号1番についてを審議したいと思います。○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。議案第15号、農地法4条の規定による、許可申請審議調書番号1番について説明いたします。

(申請人・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由契約の種類を讀上げ)

以上です。

会 長 はい。それでは、事務局から申請地の位置の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明いたします。地図につきましては、8ページに添付しておりますが、前のスクリーンのほうで説明いたします。まず、画面中央右から画面左上にかけて県道○○線が通っております。画面中央右には○○小学校。画面中央左上から左下にかけて○○が通っております。申請地は○○沿いの○○地区内の○○から東へ50メートルほど入った申請者の現住所地の隣の1筆になります。場所の説明は以上となります。

会 長 はい。それでは、転用申請に係る可否の判定について、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。それでは、説明します。今回の申請者は、甲佐町大字○○に住んでおられる○○さんです。申請の目的としましては、昨年の熊本地震により住んでおられた住居が被災されたため、新たな住宅が必要ということで個人住宅用地として転用するものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧下さい。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、農地の転用の制限である農地法第4条第6項の第1号のロに該当します。この、農地法第4条第6項の第1号のロに該当する農地の転用は原則できませんが、今回の申請目的が集落内に居住する者の住宅及び作業所であるため、例外的に許可することが可能と思われます。許可の要件としましては、運用規定第2の1の(1)のイの(イ)のCの(e)の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われます。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、事業計画、資金計画が添付されており、事業の実現性についても問題ないと思われます。

④については、転用目的は個人住宅建設であります但し造成計画はなく、土砂の流失・崩壊など隣接する農地または農業用施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと思われまゝす。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。これも現地調査を行ってありますので、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。先月の6月26日に会長、○○委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は○○集落内にある農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域に接続するため、農地区分といたしましては第1種農地に該当すると思われまゝす。また、今回の転用申請に係る個人住宅への転用は、造成計画もなく現状の敷地高にて整地する計画であるため、土砂の流失・崩壊など隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れがないことを報告します。以上です。

会 長 はい。ただいま、○番委員の○○委員から現地調査の報告。また、○番委員の○○委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第2項、各号について問題はないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

○ 番 はい。

会 長 はい。○番委員さん。

○ 番 個人住宅で○○となっていますけど、この地番を見てみると隣に建てられるわけですね。感じからしたら。そしたら前の土地とこちらの土地と合計したら1,000㎡以上となりますが、超えても大丈夫かなと一応思いましたので。

会 長 はい。

事務局 今回については、申請目的が地震災害によるものですので。そのことから考えると現在のところに建築するのは難しいと思われまゝす。このため、今まで家の建っていた面積は含めず、今回の申請面積の352平米だけを転用する、というのが県の見解です。

○ 番 はい。ありがとうございました。

事務局 以上でございます。

会 長 はい。ほかにはありませんか。はい。ないようですので、当農業委員会としましては、「許可相当」という意見を付けて県のほうに提出したいというふうに思います。

会 長 続きまして、議案第16号「農地法第5条許可申請書審議」についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 資料のほうは、9ページをお願いします。9ページです。議案第16号、「農地法第5

条許可申請書審議」について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。平成29年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。以上です。

会 長 はい。ありがとうございました。それでは、10ページをお願いします。10ページです。議案第16号、「農地法第5条許可申請書審議調書」の番号1番について審議したいと思います。それでは、13番委員の岡本委員から説明をお願いいたします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。それでは、議案第16号、農地法第5条の規定による、許可申請審議調書番号1について説明をいたします。

（申請人・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由契約の種類を讀上げ）
以上です。

会 長 はい。続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明いたします。地図につきましては、11ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、画面左下を県道○○線が左上にかけて通っております。また、画面右上を県道○○線。画面下には○○の本所があります。申請地は県道○○線から東へ200メートルほど入った位置にあります。場所の説明は以上となります。

会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。それでは、説明をいたします。今回の申請は、申請者である○○さんがクレーン置場を確保するために駐車場へ転用するための申請です。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明をいたします。それでは、お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断を御覧下さい。

①につきましては、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地域にある生産性の低い農地です。このため、農地法第4条第2項の第1号のイ及びロには該当をいたしません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③につきましては、資金計画、残高証明書とも添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、周りには農地や農業施設もないため、隣接する土地に支障を及ぼす恐れなど、営農条件に支障を生ずる恐れはありません。

⑤につきましては、今回の申請は仮設工作物ではないので該当いたしません。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。これも現地調査を行っておりますので、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

- 番 はい。○番委員の○○です。先月の6月26日に会長、○○委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、○○集落内にある農業公共投資も行われていない生産性の低い農地です。また、今回の転用申請はクレーン車を置くための駐車場に転用するもので、周囲の農地はここだけで、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。
- 会 長 はい。ただいま、○番委員の○○委員から現地調査の報告。また、○番委員の○○委員から、転用申請に係る可否の判断について農地法第4条第6項の各号に該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。次から次、ございませんか。はい。○番委員。
- 番 この方たちは親子関係かなんかでしょうか。反あたりの単価あたりを見てみますと、そういう関係かなというような気がしましたので、その確認といえますか。
- 事務局 はい。
- 会 長 はい。どうぞ。
- 事務局 お答えいたします。この申請者の申請人と譲受人は親子ではありません。ただ、見られると分かれると思いますが、農地として利用が難しい。また、譲り渡しの方も病気がちで管理も難しいということです。このスライドには、譲る受ける方の家が写っていますけども、そこが譲り受ける方の住居です。また、隣が農地ということで、非常に都合もいいということで、単価的には安いのかもしれませんけれども、お互いが合意をなされてこの金額が出ているということでございます。
- 番 分かりました。
- 会 長 いいですか。ほかにはありませんか。はい。ないようですので、当農業委員会としては「許可相当」の意見を付けて県に送付したいと思います。続きまして、議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」を議題といたします。
- 事務局長 はい。12ページをお願いいたします。議案第17号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見の決定を求めるものでございます。平成29年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。次の13ページをお願いします。13ページが、町長から農業委員会に対する諮問でございます。甲農第629号、平成29年6月26日付け、甲佐町農業委員会会長宛て、申請者が甲佐町長です。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」（諮問）ということで、農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針

により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。ということで諮問が来ております。次の14ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表、平成29年度第4回でございます。まず、農地利用集積計画、集積表で御説明申し上げます。今回の、利用権の設定につきましては、賃借権の再設定の3年の田が6筆で9,718平方メートル、同じく3年の畑が1筆で492平方メートル、6年の田が2筆で2,892平方メートル、同じく6年の畑が2筆で2,589平方メートル、10年の畑が2筆で1,835平方メートルとなっております。賃借権の再設定の計といたしましては田が8筆で12,610平方メートル、畑が5筆で4,916平方メートルとなっております。賃借権の新規としまして、8年の田が4筆の2,394平方メートル、10年の田が1筆の930平方メートルで、賃借権の新規の計としましては田の5筆で3,324平方メートルです。賃借権の再設定、新規の合計としましては、田が13筆で15,934平方メートル、畑が5筆で4,916平方メートルです。使用貸借権につきましては、再設定の6年の畑が1筆で562平方メートル、10年の畑が1筆の770平方メートルで再設定の計としましては、畑の2筆で1,332平方メートルです。使用貸借権の新規につきましては、5年の田が10筆の22,066平方メートルのみですので、使用貸借権の新規の小計としましては田の10筆で22,066平方メートルです。使用貸借権の再設定、新規の合計は同じく、田の10筆で22,066平方メートル、畑が2筆の1,332平方メートルです。今回の利用権設定の合計としましては、田が23筆で38,000平方メートル、畑が7筆の6,248平方メートルとなります。委員の皆様には御審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細につきましては、事務局のほうから説明をいたします。以上です。

会 長 はい。それでは、15ページをお願いいたします。議案第17号「農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画」の番号1番についてを審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、議案第17号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」番号1について説明をいたします。この案件につきましては、農地中間管理機構を活用して農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りになります。それでは、1番について説明をいたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

地図につきましては、16ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、画面上を〇〇川が通っております。画面中央右から左にかけて、県道〇〇線が通っております。また、画面中央上から下にかけて、町道〇〇線が通っております。申請地は、県道〇〇線から町道〇〇線に入りまして、町道〇〇線、〇

○線との交差する1筆となります。場所の説明は以上となります。

事務局 はい。次に譲受人の状況について説明をいたします。番号1の相手方（譲受人）であります農事組合法人〇〇は、認定農業者で〇〇地区の人・農地プランにも位置づけられており、集落の中心的経営体として農業をがんばっておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆の栽培を行われております。今回の申請地には、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会長 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

質問もないようでございますので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては原案どおり承認をいたします。

続きまして、番号2番から9番までは、相手方（譲受人）が同一ですので一緒に審議をしたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、番号2から番号9までを説明いたします。この案件につきましても、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りになります。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、17ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、画面右上から右下にかけて国道〇〇号線が通っております。画面右下には〇〇がござい

ますがこの〇〇から南の方へ町道〇〇線が通っています。

画面中央に町道〇〇線、画面中央横に町道〇〇線が通っております。

申請地につきましては、町道〇〇線と町道〇〇線沿いの〇〇集落内の10筆になります。場所の説明は以上となります。

会長 はい。

事務局 はい。次に譲受人の状況について説明をいたします。番号2から番号9の相手方（譲受人）である〇〇さんは、認定農業者で〇〇地区の人・農地プランにも位置付けられ、集落の中心的経営体として農業をがんばっておられます。

主たる営農内容は〇〇で、WCS用イネ、飼料作物等を栽培されています。

今回の申請地には、期間借ということで、飼料作物の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会長 はい。ただいま、事務局から番号2番から9番まで説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

推進委員 はい

会 長 はい。〇〇推進委員。

推進委員 今のその期間に関してなんですけれども、冬場の作物だと思うんですけど、具体的には何を栽培されるのか、作物名を出していただければと思います。

会 長 はい。事務局から説明をさせます。

事務局 はい。作物名から申し上げます。冬場ですので、イタリアンライグラスを作付されます。

推進委員 分かりました。

会 長 ほかにありませんか。

(はい)

それでは、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号2番から9番までは原案どおり承認をいたします。

続きまして、番号10番について審議をします。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、番号10について説明をいたします。この案件につきましても、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りになります。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして申請地の位置の説明をいたします。

地図につきましては、18ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、画面中央を右から下にかけて国道〇〇号線が通っております。また、国道沿いに、画面左側に〇〇。画面中央右側に町道〇〇線が走っております。申請地につきましては、〇〇の裏手に1筆。町道〇〇線沿いに1筆。町道〇〇線から100メートルほど南に2筆の計3筆となります。場所の説明は以上となります。

事務局 はい。次に譲受人の状況について説明をいたします。番号10の相手方（譲受人）であります農事組合法人〇〇は、認定農業者で〇〇地区の人・農地プランにも位置づけられており、集落の中心経営体として農業をがんばっておられます。主たる営農の内容は、米、麦、大豆で、今回の申請地にも、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上でございます。

会 長 はい。ただいま、番号10番につきまして事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

〇 番 一つよかですか。

会 長 はい、どうぞ。

○ 番 これは、〇〇さんが亡くなられたので、たぶん息子さんだと思いますが相続をされて、新たに契約されたので新規になるのですか。

事務局 はい。ただいまの御質問ですけれども、この〇〇さんはお孫さんです。

子どもさんはおられますけれども、子どもさんが農地を相続するのではなくて、孫さんがされます。案件的には継続でもいいのですけれども、貸される方の申し出で、中間管理機構にお尋ねをしたんですけれども、新規に案件でお願いしますということになりました。以上でございます。

○ 番 はい。

会 長 はい。○番委員。

○ 番 前の説明にあったかもしれませんが、使用貸借、賃貸借の年数ですけれども、再設定する場合、3、6、10年ということになっていたかと思います。

新規の場合は、8年があったり5年があったりしているようですが、これは自由に良いのでしょうか。

会 長 はい。

事務局 この中間管理機構を使ってする場合については、原則10年です。その他、例外的に5年があります。

例外の5年度の場合については、農地を所有者が亡くなられて相続が終わっていない農地については原則貸し借りは出来ません。

このため、例外措置としまして、権利を有する方たちの2分の1以上を有する皆さんたちが同意されて貸される場合については5年の貸し借りができます。

その他、3、6、10年というのは3条申請で貸し借りする時のやり方です。

この案件については先ほどから言いますように、補助金等の関係があります

耕作者集積協力金が該当しますが、それが返還をしなくていいように継続する必要があります。

このため、10年あるのを1年4か月ぐらいは〇〇さんで貸して、それを引き継いでいきますよということで8年6か月になります。

しかし、契約のやり方としてはちょっと複雑ですけれども、名前だけはおじいちゃんからお孫さんに変える。

このことは確認しましたがけれども、本来は補助金の返還になるのじゃないですかというようなことを中間管理機構にお尋ねしましたがけれども、なるだけ返還にならないような手法をするとすると、この手法が良いということです。

また、県にも確認を取りましたので、問題はないと考えているところです。

今回の、この8年の案件については異例でございます。こういう案件は今後出てこないと思います。以上でございます。

会 長 はい。ほかにありませんか。

(はい)

はい。質問もないようでございますので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号10番については原案どおり承認をいたします。

これで議案の方はすべて終わりました。続きまして、その他に入ります。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

7 番

8 番